

令和3年11月追加受付

競争入札参加資格審査申請に係る  
新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止のための対応について

令和3年10月

山形県県土整備部建設企画課

## 競争入札参加資格審査申請書等の提出は、郵送でお願いいたします。

### 申請書郵送先及び提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年11月の追加受付に係る競争入札参加資格審査申請書等の提出は、原則郵送とさせていただきます。なお郵送先は以下のとおりになります。

本店所在地	郵送先
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8189(直通)
西村山	村山総合支庁 建設部 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 TEL 0237-86-8379(直通)
北村山	村山総合支庁 建設部 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8654(直通)
最上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1377(直通)
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6069(直通)
西置賜	置賜総合支庁 建設部 西置賜建設総務課 行政係 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8223(直通)
庄内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5574(直通)
県外	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2402(直通)

《電子申請される方へ》

- 山形県外業者の方で建設工事（単体業者）に申請する場合、電子申請で申請を行うことができます。
- 電子申請を行う場合でも、一部添付書類の郵送が必要になります。郵送した書類については、受付期間の最初の日以降に到着するよう発送してください。受付最終日の消印のものまで受け付けます。
- 封筒には「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。また、申請書を受理した際は、受理印の代わりに「申込完了通知メール」を送付しますので、返信用の封筒又はハガキは必要ありません。

《紙申請される方へ》

○郵送した書類については、受付期間の最初の日以降に到着するよう発送してください。

受付最終日の消印のものまで受け付けます。

○封筒には「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。また、受理印が必要な場合は、返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封してください。

なお、郵送による申請の場合、資料の不備等の連絡は、電話又は電子メールで行いますので、競争入札参加資格審査申請書に、担当者の電話番号、メールアドレス（行政書士による代理申請の場合は、行政書士の電話番号、メールアドレス）を必ず記載してください。

○やむを得ない事情がある場合は、持参による提出でも受け付けます（マスクの着用をお願いします）。

# 税等の徴収猶予を受けた場合の納税証明書について

## 入札参加資格審査に必要な納税証明

新型コロナウイルス感染症の影響により税等の徴収猶予を受け、納税証明書等が提出できない場合は、代替するものとして次のとおりご提出ください。

猶予期間等については、国税等の場合「納税の猶予許可通知書」または県税の場合「徴収猶予許可通知書」に記載されている期間のどちらか遅い方とし、猶予期間終了後は速やかに納税後の納税証明書の提出してください。

### (1) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」をご提出ください。

#### ○ 納税の猶予許可通知書

IS0GL002

〒542-●●●●  
大阪府大阪市中央区●●●●

●●●● 御中

納税の猶予許可通知書

令和 2年 6月 1日

南税務課長  
財務事務官 ●●●●

令和 2年 6月 1日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、国税通用法第47条第1項の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

納 税 額	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	備 考
	令和1	法人税	令和2.6.1	1,000,000	-	要す	-		
					以下余白				

納 税 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
		令和3.3.31	1,000,000					
		以下余白						

猶予期間 令和 2年 6月 2日から令和 3年 5月 31日まで 12月間

該当条項 新型コロナ臨時特例法第3条による国税通用法第46条第1項 担 保

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( 管理運営・徴収部門 (徴収) 担当 ●●●● )

精 税 者 番 号

### (2) 山形県の県税の納税証明書

従来どおり県税の滞納がない証明書になります。

(3) 個人県民税の納税証明書

「徴収猶予許可通知書」の写しをご提出ください。

○ 徴収猶予許可通知書

令和 年 月 日

(納税者印) 納税者印	住所 所在地	
	氏名 名称	様

○○都道府県知事又は○○市区町村長 印

徴収猶予許可通知書

特

令和 年 月 日に地方税法附則第39条第1項の規定に上り申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可しましたので通知します。

徴収の猶予に係る税等	年度	税目	納期限	税額	本税以外 (延滞金等)	納付書番号等	徴収猶予許可期間
				-	円		
			-				前年度の翌日から . . . まで 月 日
			-				前年度の翌日から . . . まで 月 日
			-				前年度の翌日から . . . まで 月 日
			-				前年度の翌日から . . . まで 月 日
合 計							

この割合に不服がある場合には、この割合があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、○○知事又は○○市区町村長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この割合があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この割合の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、審査請求書は○○を添付して提出することができます。

上記の審査請求に対する議決を経た場合に限り、当該審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、○○都道府県知事又は○○市区町村長を被告として（訴訟において○○を代表する者は○○知事又は○○市区町村長となります。）、自分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該議決の日の翌日から起算して1年を経過すると割合の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する議決を経ないで割合の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても議決がないとき、②割合、自分の執行又は手続の続行によりなされる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他議決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: ○○都道府県又は○○市区町村 課名 担当名 電話番号

**(4) 社会保険の加入状況を証明できる書類**

「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しをご提出ください。

**○納付の猶予（特例）許可通知書**

納付の猶予(特例)許可通知書							
住所(所在地)	○○○業第 号 令和 年 月 日						
氏名(名称)	日本年金機構 ○○年金事務所長						
令和 年 月 日付で新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法第46条第1項の規定により、納付の猶予(特例)申請があったあなた(貴社)の保険料等については下記のとおり許可しましたから、厚生年金保険法第29条、健康保険法第183条及び子ども・子育て支援法第71条第1項で適用する国税通則法第47条第1項の規定により通知します。 (一) 認可の場合に追加ただし、別記(別分理由)により、猶予申請に係る保険料等のうち一部の保険料等については納付の猶予を許可できません。 また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納付の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。							
申請者	住所(所在地)						
	氏名(名称)						
猶予保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	備考
				〃	〃	〃	
猶予期間	各月保険料の納期限の翌日から1年間						
該当条項	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法第46条第1項						
備考							
なおこの 許可 に不備がある時は、この 許可 が消えたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支事又は口番で、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるとは社会保険審査会(東京都下代官区画が第1-2-2課(審査部内))に対して、子ども・子育て給付金に該当するものは厚生労働大臣(国)課(厚生労働省年金部(東京都下代官区画が第1-2-2))に対して審査請求をすることができます。 なおこの 許可 については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日本年金機構を相手として、処分を取り消すの訴えを提起することができます。							

## 納付の猶予(特例)許可通知書

貴殿より申請のありました下記労働保険料等に係る納付猶予申請については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)によりその例によることとされる国税通則法第47条第1項の規定により、下記「納付猶予後の納期限」記載の期日まで納付猶予することを許可します。

なお、次の事項に該当するときは、この納付猶予を取り消します。この場合は、直ちにこの猶予金額を日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)、〇〇労働局又は最寄の労働基準監督署に納付してください。納付がないときは、財産を差し押さえ、又は差押財産を処分します。

- 〇〇労働局長が納付猶予をする必要がなくなったと認めたとき。
- 国税通則法第38条第1項各号の1に該当し、繰上請求をする必要が生じたときにおいて、〇〇労働局長が納付猶予を取り消す必要があると認めたとき。

## 記

種 類	区(期)分	法 定 納 期 限	納付猶予金額(円)	納付猶予後の納期限
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日

令和 年 月 日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官

〇〇労働局長

印

- この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。